

○八女西部広域事務組合公平委員会処務規則

(昭和 52 年 10 月 1 日 公平委規則第 2 号)

第 1 条 この規則は、公平委員会の事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 公平委員会に、事務局を設ける。

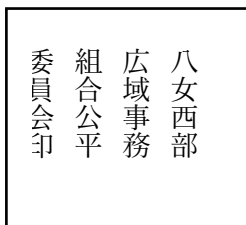
2 事務局に、局長及び事務職員を置く。

第 3 条 局長は、委員長の命を受けて委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

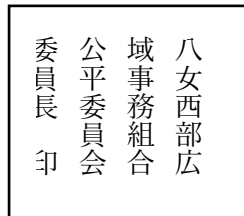
2 局長に事故あるとき又は欠けたときは、事務職員がその職務を代理する。

第 4 条 公平委員会及び公平委員会委員長の公印を次のように定める。

方 20 mm



方 20 mm



第 5 条 この規則に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、組合の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。